

**権利擁護支援活動に係る機能強化事業について（案）**

**1 目的**

福祉サービス利用の必要な障がい者等の権利擁護のうち、特に成年後見及び財産管理を支援するため、実務者の育成・継続支援及び実施機関を支援・強化し、権利擁護支援体制の強化を図ることを目的とする。

**2 事業概要**

社会福祉法に基づく「福祉サービス利用援助事業」（第二種社会福祉事業）及び民法等に基づく「成年後見制度」の法人後見受託など、権利擁護支援に関する活動をする市内民間団体へ支援専門員等を追加配置するもの。

1.5名の配置（専任職員1名（常勤）、（兼務）0.5名）

**3 背景**

障がい者や高齢者を対象とする各種社会福祉サービスの利用制度については、平成12年度の介護保険制度をはじめとする社会福祉基礎構造改革により、従来の「措置制度」から、「利用者と事業者との契約による利用制度」が導入されることとなったが、以降、利用者保護のための権利擁護が極めて重視されるようになってきている。

背景としては、①サービスの対象に、知的障がい、精神障がい、認知症高齢者など判断能力が低下した方が多く、サービスが利用できない、あるいは、利用時に虐待等の権利侵害を受けやすいといった状況があること、②利用者と事業者との対等性が（提供サービスの透明性の確保等の点で）必ずしも完全に保証されにくいこと、③契約締結にあたっての適切な支援が必要であること、等があげられている。

このため、権利擁護の点から、新法制定や関係福祉法における新たな取り組みが位置づけられることとなっている。

## 【新規事業】

### 重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業について（案）

#### 1 目的

重度の障がいにより意思の疎通が困難な障がい者若しくは障がい児（以下「障がい者等」という。）が医療機関（病院及び診療所）に入院した場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることができる居宅介護、重度訪問介護従事職員（ヘルパー）をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、病室等で医師や看護師等の医療従事者との意思疎通が図れるようにすることで、円滑な医療行為が可能となるよう支援することを目的とする。

#### 2 事業実施形態

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条に規定される地域生活支援事業の意思疎通支援事業として実施する。

#### 3 対象者

市内に居住し在宅の重度障がい者等であって、次の全ての要件を満たす者。

- (1) 居宅介護又は重度訪問介護（居宅における身体介護等のサービス）を現に利用している方。
- (2) 自力で意思疎通を図ることが困難で、病院スタッフとの間でコミュニケーション支援が必要な方。
- (3) 単身世帯の方又は家族が障がいや病気、仕事等で介護に制約がある世帯の方。
- (4) 入院先の医療機関からコミュニケーション支援員の派遣について要請がある方。

#### 4 サービス内容

入院先の医療機関から許可を得たうえで、事業者はコミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、コミュニケーション支援を行う。ただし、次の業務は対象外とする。

- (1) 意思疎通支援以外の診療報酬の対象となる行為。
- (2) 身体介護・家事援助等のヘルパー業務。
- (3) 見守り。

## 5 サービス提供事業者

利用者の在宅生活時において、居宅介護又は重度訪問介護のサービスを提供している指定事業者。

## 6 コミュニケーション支援員

次の全ての要件を満たす者。

- (1) 指定居宅介護又は指定重度訪問介護事業所において、サービスの提供にあたる従業者。
- (2) 入院前に利用者への支援実績があり、利用者との意思疎通に熟達している者。

## 7 支給内容

- (1) 支給上限時間は、1回の入院につき150時間まで。
- (2) 支給額は、次に掲げる算定基準により算定した費用の一月分の合計額とする。
  - ① 入院時コミュニケーション支援の提供を受けた日の最初の1時間は、1,500円。
  - ② ①の1時間を超えたときは、30分ごとに750円を加算する。ただし、30分ごとに加算する際は、所用時間が20分を超えていなければ加算することはできない。

## 8 利用有効期間

利用決定年月日から法第5条第2項に規定する居宅介護及び法第5条第3項に規定する重度訪問介護の支給決定期間の終了月の末日まで。

障がい者チャレンジ雇用推進事業について（案）

1 目的

障がい者の就労を通じた社会参加を促進するため、就労の意欲がある知的障がい者等を市の非常勤嘱託職員として雇用し、就労に必要な知識及び技術を習得させることにより、民間企業等への円滑な就労を支援することを目的とする。

2 事業概要

知的障がい者、発達障がい者又は精神障がい者を市の非常勤職員として雇用し、民間企業等への一般就労に向けた職場実習を行う。

3 増員等について

年度	就労員		支援員	実施課
	【対象】	人数	人数	
平成 22 年度～ 平成 25 年度	知的障がい	2 名	1 名	障がい福祉課
平成 26 年度	知的障がい又は発達障がい	3 名	1 名	同上
平成 27 年度	同上	4 名	2 名	同上
平成 28 年度	知的障がい、発達障がい又は精神障がい	5 名	2 名	同上
平成 29 年度	知的障がい、発達障がい又は精神障がい	<u>6 名</u>	2 名	同上

## 7 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて

### （１）対象疾病の拡大について

平成 25 年度施行の障害者総合支援法の障害者の範囲に難病患者等を追加し、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できることとなった。

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法（平成 27 年 1 月 1 日施行）が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において、疾病の要件や対象疾病の検討を行い、平成 27 年 1 月 1 日より第 1 次疾病として 130 疾病から 151 疾病に拡大し、平成 27 年 7 月 1 日より第 2 次対象疾病として 332 疾病に拡大した。

その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、本年 2 月 13 日に開催した第 5 回障害者総合支援法対象疾病検討会において、本年 4 月施行となる第 3 次拡大分の対象疾病の検討を行い、332 疾病から 358 疾病に拡大する方針が取りまとめられた（資料 1）。今後、関係告示を改正し、各都道府県等に通知を発出する予定である。

### （２）対象疾病の周知について

障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となる。

そのため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、医療担当部局と連携を図られるようお願いする。

併せて、対象となる難病患者のみならず地域住民に対して幅広く周知することも有効であるため、自治体の広報誌やホームページなどを活用した周知の取組についてもお願いする。

加えて、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応をお願いしたい。

（参考）「障害者総合支援法の対象疾病（難病等）」ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html)

## 第5回障害者総合支援法対象疾病検討会のとりまとめ

- 平成29年4月施行分として指定難病の検討対象とされた222疾病のうち、障害者総合支援法の対象となる疾病について検討。
- 第3次対象疾病として、332疾病から358疾病に拡大する方針をとりまとめ。(別紙一覽参照)  
(+26疾病)

[新たに対象となった26疾病の内訳]

- ① 平成29年4月施行予定として新たに指定難病となった24疾病
- ② 障害者総合支援法独自の対象疾病として新たに2疾病

(障害者総合支援法独自の対象疾病の検討過程)

- i 指定難病の検討において、障害者総合支援法の対象疾病の要件以外である「発病の機構が明らかでない」「患者数が人口の0.1%程度に達しない」ことの要件を満たすことが明らかでない」とされた48疾病を検討対象。
- ii 障害者総合支援法の対象疾病の要件である3つの要件について、研究結果に基づき適否を検討。
  - <検討結果>
    - ・ 3つの要件を満たし、障害者総合支援法独自の対象疾病とする2疾病
    - ・ 既に障害者総合支援法の対象となつている10疾病
    - ・ 3つの要件を満たさない(検討のためのデータが明らかでない場合等を含む)36疾病

[その他]

- ① 平成25年4月より対象としていた疾病について
    - 平成25年4月より対象としていた疾病(130疾病)であつて、これまで障害者総合支援法の対象疾病の要件について検討を行うためのデータが明らかでない」とされていた6疾病については、引き続き、障害者総合支援法の対象疾病とする取扱い。
  - ② 名称を変更する疾病について
    - ・ <旧>原発性胆汁性肝硬変 ⇒ <新>原発性胆汁性胆管炎
    - ・ <旧>自己免疫性出血病ⅩⅢ ⇒ <新>自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ※
- ※「後天性血友病A(自己免疫性第Ⅷ/8因子欠乏症)」及び「自己免疫性von Willebrand病」を含めるため、疾病の名称を変更するもの。
- ③ 指定難病の検討状況を踏まえ、今後、新たに研究結果がそろつた疾病については、検討を行う予定。

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 今回の検討で拡大する疾病 (2.6疾病)  
 △ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2疾病)  
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (2.9疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルテイル症候群	41	遠位型ミオパチー	81	筋ジストロフィー
2	アイザックス症候群	42	円錐角膜	82	クッシング病
3	I g A 腎症	43	黄色靱帯骨化症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
4	I g G4 関連疾患	44	黄斑ジストロフィー	84	クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	45	大田原症候群	85	クルーゾン症候群
6	アジソン病	46	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
7	アッシャー症候群	47	オスラー病	87	グルタル酸血症1型
8	アトピー性青髄炎	48	カーニ-複合	88	グルタル酸血症2型
9	アペール症候群	49	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	89	クロウ・深瀬症候群
10	アミロイドーシス	50	潰瘍性大腸炎	90	クローン病
11	アラジール症候群	51	下垂体前葉機能低下症	91	クロンカイト・カナタ症候群
12	有馬症候群	52	家族性地中海熱	92	癲癇重積型 (二相性) 急性脳症
13	アルポート症候群	53	家族性良性嚙性天疱瘡	93	結節性硬化症
14	アレキサンダー病	54	カナパン病	94	結節性多発動脈炎
15	アンジエルマン症候群	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	95	血溶性血小板減少性紫斑病
16	アントレー・ピクスラー症候群	56	歌舞伎症候群	96	限局性皮膚異形成
17	イソ吉草酸血症	57	ガラクトース-1-リン酸ウルリシルトランスフェラーゼ欠損症	97	原発性局所多汗症
18	一次性ネフローゼ症候群	58	カルニチン回路異常症	98	原発性硬化性胆管炎
19	一次性慢性増殖性糸球体腎炎	59	加齢黄斑変性	99	原発性高脂血症
20	1 p36欠失症候群	60	肝型糖尿病	100	原発性劇索硬化症
21	遺伝性自己炎症疾患	61	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	101	原発性胆汁性胆管炎
22	遺伝性シストニア	62	環状20番染色体症候群	102	原発性免疫不全症候群
23	遺伝性周期性四肢麻痺	63	関節リウマチ	103	顕微鏡的大腸炎
24	遺伝性障炎	64	完全大血管転位症	104	顕微鏡的多発血管炎
25	遺伝性鉄芽球性貧血	65	眼皮膚白皮症	105	高 I g D 症候群
26	VATER症候群	66	偽性副甲状腺機能低下症	106	好酸球性消化管疾患
27	ウィーバー症候群	67	キャロウェイ・モフト症候群	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
28	ウィリアムズ症候群	68	急性壊死性脳症	108	好酸球性副鼻肺炎
29	ウィルソン病	69	急性網膜壊死	109	抗糸球体基底膜腎炎
30	ウエスト症候群	70	球脊髄性筋萎縮症	110	後縦帯骨化症
31	ウエルナー症候群	71	急速進行性糸球体腎炎	111	甲状腺ホルモン不応症
32	ウォルフラム症候群	72	強直性脊椎炎	112	拘束型心筋症
33	ウルリッヒ病	73	強皮症	113	高チロシン血症1型
34	HTLV-1 関連脊髄症	74	巨細胞性動脈炎	114	高チロシン血症2型
35	A T R-X 症候群	75	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	115	高チロシン血症3型
36	A D H 分泌異常症	76	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	116	後天性赤芽球癆
37	エーラス・タンロンズ症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管端動不全症	117	広範脊柱管狭窄症
38	エプスタイン症候群	78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	118	抗リン脂質抗体症候群
39	エプスタイン病	79	筋萎縮性側索硬化症	119	コケイン症候群
40	エマヌエル症候群	80	筋型糖尿病	120	コステロ症候群

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

※ 今回の検討で拡大する疾病 (26疾病)  
 △ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2疾病)  
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	疾病名	番号	疾病名
121	骨形成不全症	進行性骨化性線維異形成症	201	先天性無汗症
122	骨髄異形成症候群	進行性多巣性白質脳症	202	先天性葉酸吸収不全
123	骨髄線維症	進行性白質脳症	203	前頭側頭葉変性症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	進行性ミオクローヌスとてんかん	204	早期ミオクローニ-脳症
125	5p欠症候群	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205	爪膝蓋骨症候群(ネイラルパテラ症候群)/LMX1B関連障害症 ※
126	コフィン・シリス症候群	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206	総動脈幹遺残症
127	コフィン・ローリー症候群	スタージ・ウェーバー症候群	207	総排泄腔遺残
128	混合性結合組織病	スティーヴンス・ジョンソン症候群	208	総排泄腔外反症
129	聴覚障害候群	スミス・マジニス症候群	209	ソトス症候群
130	再生不良性貧血	スモン	210	ダイアモンド・ブラックファン貧血
131	サイトメガロウイルス角膜炎	脆弱X症候群	211	第14番染色体父親性ダイノミン-症候群
132	再発性多発軟骨炎	脆弱X症候群関連疾患	212	大脳皮質基底核変性症
133	左心低形成症候群	正常圧水頭症	213	大理石骨病
134	サルコイドーシス	成人サルトル病	214	タウソ症候群
135	三尖閉鎖症	成長ホルモン分泌亢進症	215	高安動脈炎
136	三頭筋欠損症	脊髄空洞症	216	多系統萎縮症
137	CFC症候群	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	タナトフォリック骨異形成症
138	シエーグレン症候群	脊髄腫瘍	218	多発血管炎性肉芽腫症
139	色素性乾皮症	脊髄性筋萎縮症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
140	自己食空胞性ミオパチー	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症	220	多発性軟骨性外骨腫症
141	自己免疫性肝炎	前眼部形成異常	221	多発性囊胞腎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	全身型若年性特発性関節炎	222	多脚症候群
143	自己免疫性溶血性貧血	全身性エリテマトーデス	223	タンジール病
144	四肢形成不全	先天性異常症候群	224	単心室症
145	シトステロール血症	先天性横隔膜ヘルニア	225	弾性線維性仮性黄色腫
146	シトリン欠損症	先天性核上性球麻痺	226	短腸症候群
147	紫斑病性腎炎	先天性気管狭窄症	227	肥満閉鎖症
148	脂肪萎縮症	先天性魚鱗癬	228	遅発性内リンパ水腫
149	若年性肺気腫	先天性筋無力症候群	229	チャージ症候群
150	シャルコー・マリー・トウース病	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151	重症筋無力症	先天性三尖弁狭窄症	231	中毒性表皮壊死症
152	修正大血管転位症	先天性腎性尿崩症	232	腸管神経節細胞腫少症
153	シュワルツ・ヤンベル症候群	先天性赤血球形形成異常性貧血	233	TSH分泌亢進症
154	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	先天性僧帽弁狭窄症	234	TNF受容体関連周期症候群
155	神経細胞移動異常症	先天性大脳白質形成不全症	235	低ホスファターゼ症
156	神経軸索スフエロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	先天性肺静脈狭窄症	236	天疱瘡
157	神経線維腫症	先天性風疹疹候群	237	禿頭-変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
158	神経フェリチン症	先天性副腎低形成症	238	特発性拡張型心筋症
159	神経有棘赤血球症	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	特発性間質性肺炎
160	進行性核上性麻痺	先天性三オパチー	240	特発性基底核石灰化症

障害者総合支援法対象疾病一覽<拡大後> (案)

別紙

※ 今回の検討で拡大する疾病 (2,6疾病)  
 △ 今回の検討で名称を変更する疾病 (2疾病)  
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (2,9疾病)

番号	疾病名	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性血小版減少性紫斑病	非特異性多発性小腸潰瘍症	281		321	慢性特発性両性腸間塞症
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因による)	皮膚筋炎/多発性筋炎	282		322	ミオクロニ-ズ欠伸てんかん
243	特発性後天性全身性無汗症	びまん性汎細気管支炎	283	○	323	ミオクロニ-ズ脱力発作を伴うてんかん
244	特発性大腿骨頭壊死症	肥満低換気症候群	284	○	324	ミトコンドリア病
245	特発性門脈圧亢進症	表皮水疱症	285		325	無虹彩症
246	特発性両側性感音難聴	ヒルシュブルグ病 (全結腸型又は小腸型)	286		326	無脾症候群
247	突発性難聴	ファイブア-症候群	287	○	327	無βリポタンパク血症
248	ドラベ症候群	ファロー-四徴症	288		328	メ-プルシロップ尿症
249	中條・西村症候群	ファンコニ-貧血	289		329	メチルグルタコン酸尿症
250	那須・ハコラ病	封入体筋炎	290		330	メチルマロン酸血症
251	軟骨無形成症	フェニルケトン尿症	291		331	メビウス症候群
252	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	複合カルボキシラーゼ欠損症	292		332	メンゲス病
253	22q11.2欠失症候群	副甲状腺機能低下症	293		333	網膜色素変性症
254	乳幼児肝巨大血管腫	副腎白質ジストロフィー	294		334	もやもや病
255	尿葉サイクル異常症	副腎皮質刺激ホルモン不応症	295		335	モット・ウイelson症候群
256	ヌ-ナン症候群	ブラウ症候群	296		336	薬剤性過敏症候群
257	脳腫黄色腫症	ブラダー・ウィリ症候群	297		337	ヤング・シンブソン症候群
258	脳表へモジジリン沈着症	プリオン病	298		338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
259	膿瘍性乾癬	プロピオン酸血症	299		339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
260	萎縮性緑内障	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	300		340	4p欠失症候群
261	ハーキンソン病	閉塞性細気管支炎	301		341	ライソゾーム病
262	バージャー病	β-ケトチオラーゼ欠損症	302	※	342	ラスマッセン脳炎
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	ベ-チエット病	303		343	ランゲルハンス細胞組織球症
264	肺動脈性肺高血圧症	ベスレムミオパチー	304		344	ランドウ・クレフナー症候群
265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	ハバリン起因性血小版減少症	305	○	345	リジン尿性蛋白不応症
266	肺胞低換気症候群	ヘモクロマトーシス	306	○	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
267	ハッド・キアリ症候群	ペリ-症候群	307		347	両大血管右歪起始症
268	ハンチントン病	ペル-シド角膜辺縁変性症	308	○	348	リンパ管腫症/コ-ハム病
269	汎発性特発性骨髄洞症	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	309	○	349	リンパ脈管筋腫症
270	PCDH19関連症候群	片側巨脳症	310		350	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
271	非ケトーシス型高グリシニン血症	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	311	※	351	ルビシユタイン・テイビ症候群
272	肥厚性皮膚骨髄症	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	312	※	352	レーベル遺伝性視神経症
273	非ジストロフィー性ミオトニ-症候群	発作性夜間ヘモグロビン尿症	313		353	レシチンコレステロールシアルシルトランスフェラーゼ欠損症
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	ボルフィリン症	314		354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
275	肥大型心筋症	マリネスコ・シエーグレン症候群	315		355	レット症候群
276	左肺動脈右肺動脈起始症	マルファン症候群	316	※	356	レノックス・ガスト-ー症候群
277	ピタミND依存性くる病/骨軟化症	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	317		357	ロスムンド・トムソン症候群
278	ピタミND抵抗性くる病/骨軟化症	慢性血栓性肺高血圧症	318		358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
279	ピッカー-スワップ脳幹脳炎	慢性再発性多発性骨髄炎	319			
280	非典型型溶血性尿毒症候群	慢性肺炎	320	○		

(注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある